

平成25年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府  
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースB日程入学試験第2次選抜

# 刑事系科目

時間 9:30～11:45

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やPHSを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。これらは、予め机の上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけず、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあつたら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で3枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～3の3つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなった場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、135分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときなどは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の3問、問題1から問題3にすべて解答せよ。  
(配点:全問とも50点)

### 問題1

1 X女(20歳)は、高校時代の元クラスメートのA男(20歳)に想いを寄せていた。ある日、Xの中学時代の友人B女(20歳)から、AがC女(19歳)と恋仲にあることを聞き、Cに対して憎悪の念を抱くようになった。そこで、Xは、Cに対する憎悪の念を晴らす方法として、自らは名乗らないままCに電話をかけて無言のまま応答しないという嫌がらせを思いついた。そうすれば、Cは心当たりのない嫌がらせ電話に恐怖や不安を感じ、普段通りの精神状態ではいられなくなり、表情も暗く容姿も変わって、Aの気持ちがCから離れるだろう、そうなれば、自分がAを独占できるのではないかと考えたからである。

2 Xは、さらにBから、CがJR〇〇駅西口付近にある、Cの両親の経営するラーメン店で、両親と一緒に住みながら、そこでしばしば働いていることを聞きつけた。そこで同ラーメン店の電話番号を電話帳で調べ、Cが通常の状態ではいられなくなるかもしれないことを認識しながら、同ラーメン店に、数日おきに、ないしは、連続して毎日、1日当たり数回ないし10回以上の無言電話を6か月にわたりかけ続けた。なお、Xのかけた電話番号は、同ラーメン店のラーメン等の注文とりに使われるものであり、この電話番号に電話がかけられてきた場合、通常はCの姉であるD女(22歳)が対応していた。

3 度重なる無言電話への対応で疲労したDは、Xが無言電話をかけ続けた6か月目頃に、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症した。なお、Xは、Cに姉Dがいることを知らなかった。

以上の事実関係におけるXの罪責について、主な学説の見解を踏まえつつ、論じなさい。なお刑法以外の特別法については論じなくてよい。

## 問題2

甲は、支払いの能力も意思もないのに、自己の名義のクレジットカード(同カードを発行したカード会社をA社とする)を使って、個人経営の電器店(商店主B)で、店頭で応対したBからカーナビゲーションシステム(販売価格9万円。以下「本件カーナビ」とする)を購入した。

甲は、購入後直ちに、本件カーナビを、情を告げずに、質店店主Cに5万円で買い取らせた。

A社は、Bからの所定の伝票の受領に従い、Bに本件カーナビの代金分9万円を予め指定されているBの口座に振り込んだ。

一方、A社は、甲に対しては、カード利用分の代金9万円の請求書を送付した。しかし、届け出られていた甲名義の銀行預金口座の残高が不足していたため、A社においては、その指定期日に利用分の9万円を引き落とすことができなかった。

そこで、A社の担当者Dは、A社の指定するA社名義の銀行預金口座に、利用金額の9万円を直接振り込むように、甲に電話で催促したが、そのたびに、甲は、「来月になったら必ず払うから」等と言い逃れて電話を切っていた。

Cは、情を知らないまま、店頭に残った顧客Eに本件カーナビを6万円で売却した。

以上の事実関係における甲の罪責について、近時の最高裁判所判例の傾向と主な学説の見解を踏まえつつ、論じなさい。なお、刑法以外の特別法については論じなくてよい。

## 問題3

捜査過程における人の容貌の写真撮影の適否につき、必要に応じて具体的に場合を分けながら、論じなさい。